

資料2

伊予市児童厚生施設条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条例第 号

伊予市児童厚生施設条例（平成 25 年伊予市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
（名称及び位置） 第 2 条 児童厚生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>伊予市児童センター「みんくる」</td><td>伊予市尾崎 3 番地 1</td></tr></table>	名称	位置			伊予市児童センター「みんくる」	伊予市尾崎 3 番地 1	（名称及び位置） 第 2 条 児童厚生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td><u>伊予市児童館「あすなろ」</u></td><td><u>伊予市米湊 333 番地 4</u></td></tr><tr><td>伊予市児童センター「みんくる」</td><td>伊予市尾崎 3 番地 1</td></tr></table>	名称	位置	<u>伊予市児童館「あすなろ」</u>	<u>伊予市米湊 333 番地 4</u>	伊予市児童センター「みんくる」	伊予市尾崎 3 番地 1
名称	位置												
伊予市児童センター「みんくる」	伊予市尾崎 3 番地 1												
名称	位置												
<u>伊予市児童館「あすなろ」</u>	<u>伊予市米湊 333 番地 4</u>												
伊予市児童センター「みんくる」	伊予市尾崎 3 番地 1												
（施設） 第 3 条 児童厚生施設に次の施設（以下「施設」という。）を置く。 <table><tr><th>名称</th><th>施設名</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	名称	施設名			（施設） 第 3 条 児童厚生施設に次の施設（以下「施設」という。）を置く。 <table><tr><th>名称</th><th>施設名</th></tr><tr><td><u>伊予市児童館「あすなろ」</u></td><td><u>集会室、遊戯室、図書室、</u> <u>談話室、創作活動室及び活</u></td></tr></table>	名称	施設名	<u>伊予市児童館「あすなろ」</u>	<u>集会室、遊戯室、図書室、</u> <u>談話室、創作活動室及び活</u>				
名称	施設名												
名称	施設名												
<u>伊予市児童館「あすなろ」</u>	<u>集会室、遊戯室、図書室、</u> <u>談話室、創作活動室及び活</u>												

			<u>動室</u>
伊予市児童センター「みんくる」	幼児・遊戯室、創作活動室、 体育室及び屋上広場	伊予市児童センター「みんくる」	幼児・遊戯室、創作活動室、 体育室及び屋上広場
(運営委員会)		(運営委員会)	
第 7 条 児童厚生施設の円滑な運営に資するため、第 2 条に定める児童厚生施設に_____運営委員会を置く。		第 7 条 児童厚生施設の円滑な運営に資するため、第 2 条に定める児童厚生施設に <u>それぞれ</u> 運営委員会を置く。	
2～5 省略		2～5 省略	

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。